

改正前（従来のBSE指針）

改正後（令和6年4月からのBSE指針）

BSEサーベイランスの対象となる牛について

【全月齢】
特定症状※1を呈する牛

変更なし

【全月齢】
特定症状※1を呈する牛

※1 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

【48か月齢以上】
①起立不能を呈し、かつ
②進行性の神経症状を呈する牛
【48か月齢未満】
家畜防疫員が必要と認めた
死亡牛又はとう汰された牛
例：歩行困難、起立不能を呈した牛

実質変更なし
※さらに症状の絞り込み

【全月齢】
特定症状以外のBSEが否定で
きない症状※2を呈する牛

※2 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

【96か月齢以上】
一般的な死亡牛

廃止

疑似患畜となる牛の対象について

- ①異常を認めた牛について、殺処分を実施し、BSE検査を実施する場合
- ②患畜が確認された場合、その同居牛及び満12か月齢まで同居していたもの
- ③確定診断の結果、患畜とも陰性とも判断できなかったもの

一部廃止
※同居牛を削除

- ①異常を認めた牛について、殺処分を実施し、BSE検査を実施する場合
- ②確定診断の結果、患畜とも陰性とも判断できなかったもの

※ 2016年8月のプリオン評価書にて、今後、我が国の定型BSEが発生する可能性はほとんどないものとされており、今日までも発生が無いことから、適切な飼料規制が実施されている状況では、今後も定型BSEが発生するリスクはほとんどないものとする。

疫学情報の収集・発生原因究明の対象について

定型BSE又は非定型BSEの患畜が確認された際は、疫学情報の収集及び発生原因の究明を行う。

一部廃止
※非定型BSEの同居牛を削除

疫学情報の収集及び発生原因の究明については、**定型BSEが確認された時に限り**実施する。